

# 「受動喫煙規制強化」の中身は?

Q 受動喫煙対策を強化する健康増進法の改正が予定されていると聞きましたが、法案の中身を具体的に教えてください。

A 飲食店を禁煙とし、違反あります。

者には罰則も適用されるという厚生労働省案が報道され、対策等に不安を感じている経営者の方も多いのではないでしょうか。

受動喫煙（他人のたばこの煙にさらされること）については、健

康に悪影響を与えることが明らかになっています。このため以前から、多くの人が利用する施設の管

理者や事業者は、受動喫煙を防止するための措置を講じるよう、努力義務が課されていました。公共

施設や職場における受動喫煙対策は改善傾向にありますが、依然として十分な対策が施されているとはいえません。

また、2020年に東京五輪・

パラリンピックの開催を控えてお

り、世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は、「たばこのないオリンピック」を共同で推進しています。こうし

た状況を踏まえ、事業者は早急に受動喫煙対策を強化する必要が

居酒屋店

回答者



社会保険労務士  
石川弘子

飲食店	建物内禁煙(喫煙室設置可) ※小規模のスナック・バーなどは例外
サービス業施設・職場	
ホテル・旅館(客室を除く)	
病院・児童福祉施設	敷地内禁煙
小学校・中学校・高校	
官公庁	建物内禁煙(喫煙室設置不可)
大学・運動施設	
バス・タクシー	全面禁煙

※未成年が利用しないスナック・バーなどは、小規模店に限り喫煙が認められます（面積30平方メートル以下を想定）



## ② 喫煙禁止場所等の掲示

## ③ 飲食店など、利用者側に選択の

① 官公庁や社会福祉施設等、多数の人が利用し、他の施設の利用を選択することが難しいものは「建物内禁煙」とする

② 学校や医療機関等、特に未成年や患者等が主に利用する施設は、より厳しい「敷地内禁煙」とする

③ 飲食店など、利用者側に選択の

① 喫煙室の設置

飲食店は、小規模のスナック・バー以外は建物内禁煙となり、別途喫煙室を設置しなくてはいけません。喫煙室もスペースをただ区切るのではなく、喫煙室の設備、構造を受動喫煙対策のための技術的基準に適合させる義務があります。

② 喫煙禁止場所等の掲示

「」

③ 喫煙に対する対応

飲食店では、喫煙室を設置する場合は、未成年者の喫煙室立ち入りを防止する努力義務も課されます。

④ 過料が検討されています。また、未成年者の喫煙室立ち入りを防止する努力義務も課されます。

「」

法案の内容については、喫煙者や事業者側から強い反発が予想されます。たばこを吸う人も吸わない人も、お互いが気持ちよく共存再開できる社会を目指して、より良いルールを作っていくことが肝要です。